

長崎県公安委員会告示第16号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定（以下「検定」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月24日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

1 検定を行う警備業務の種別及び区分ごとの試験の別、日時及び場所

(1) 空港保安警備業務1級

試験の別	日時	場所
学科試験	令和8年8月6日（木）午前9時から午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和8年9月3日（木）午前9時から午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 空港保安警備業務2級

試験の別	日時	場所
学科試験	令和8年8月6日（木）午前9時から午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和8年9月4日（金）午前9時から午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定予定人員

各区分とも5人

3 受験資格

(1) 空港保安警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ロ) 乗客等の接遇に関すること。

(ハ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(ニ) 空港に関すること。

(ホ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(ヘ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ロ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(ハ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関するこ

と。

(2) 空港保安警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する  
こと。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する  
こと。

(3) 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和 8 年 6 月 1 日 (月) から同月 5 日 (金) まで。	午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、午後 0 時から午後 1 時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出書類

ア 空港保安警備業務 1 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

α 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1 通

β 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(α) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか 1 通

(β) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1 通

(エ) 次に掲げるいずれかの書面 1 通

α 3(1)アの受検資格に該当する場合は、空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び 3(1)アに該当する者であることを疎明する書面 (警備業者が作成する警備業務従事証明書など)

β 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第 8 条第 2 号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

(オ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

イ 空港保安警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

α 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1 通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

(E) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

### (3) 申請方法

ア 検定を受けようとする者は、原則として申請期間の午前9時から午後3時まで（午後0時から午後1時までは除く。）に、申請先の警察署に対し、来所し、又は電話をかけて事前申込みを行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行うため、予定人員に達したときは、申請期間の途中であっても締め切る。

イ アにより、事前受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日の申請時間内に、申請先の警察署に対し、事前受付番号を申告の上、検定の申請をすること。この場合において、e-Gov電子申請により検定の申請をするときは、所定の備考欄に事前受付番号を記載すること。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った日の申請時間内に、検定の申請をしなかったときは、申請先の警察署に対して行った事前申込みは、無効とする。

エ ア及びイの手続きは、原則として検定を受けようとする者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請先の警察署に対し、本人の委任状を提出すること。

## 6 検定手数料及び納付方法

### (1) 検定手数料

各区分とも1万6,000円

### (2) 納付方法

検定の申請時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請により検定の申請をした場合は、別に指示される期日までに、申請先の警察署において納付すること。

なお、納付した検定手数料は、検定を受けなかった場合においても返還しない。

## 7 合格発表

この検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

## 8 その他

### (1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

### (2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参すること。

### (3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話095-820-0110 内線3186）